

法務分野におけるAI利活用と法的ガバナンス

2026年1月
リーガルテック研究会
石田京子（早稲田大学）

【リーガルテック研究会について】

「DX時代のリーガルサービスとプロフェッショナル—その法的基盤・専門職倫理・養成」科研費基盤B（2023-2026）

研究メンバー：石田京子（早稲田大学）、小林一郎（一橋大学）、手賀寛（東京都立大学）、山口絢（千葉大学）

研究目的：技術革新によりリーガルサービスと法専門職の在り方に変革が迫られている状況を踏まえて、先端技術を用いたリーガルサービスの発展のために必要な法的基盤と、その提供にかかる、国際的に競争力ある法専門職の行為規範（専門職倫理）・教育の在り方をパッケージとして研究する。



はじめに

現状の日本における主要なリーガルテックサービス

法令判例
検索

関連文献
の提示

定型文の
提示

契約書の
窓口

法律相談

リーガル
オペレーション

ではリーガルテックは、法律家に代わられるか

現状では、NO

では、リーガルテックが法律家や企業法務部を補助する仕事をすることはできるか？

YES 企業法務の効率化効果は大きい。弁護士業務においても。

AIの利活用が企業法務分野では重要課題。ではこれは弁護士の規律、法サービスの規律との関係でどのような問題が生じるか



リーガルテックの規律をめぐる議論

- リーガルテックをどのように規律していくかという問題は、基本的には、日本に特有の問題ではない。
- 技術の発展はボーダーレス。グローバルレベルのDX化が進む中で、諸外国もリーガルテックと既存の法規制についての議論が進んでいる。
- 法律家の規律、リーガルサービスの規律は原則として法域ごとに行われている。
- どの法域においても、法規制は、「**悪質な法サービスからの社会の保護と司法アクセスの促進の調整**」という司法政策の視点から行われている。（＝普遍的なルールはない）



2022年以降のリーガルテックをめぐる若干の動向（弁護士法72条問題）

- 令和4年6月6日および令和4年10月14日に、リーガルテックを用いた契約書審査サービス等の弁護士法72条違反可能性について、グレーゾーン解消制度における法務省の回答が公表。
- 法務省からの回答はそれぞれ、「弁護士法第72条本文に違反すると評価される可能性があると考えられる」（6月6日回答）、「弁護士法第72条本文に違反すると評価される可能性があることを否定することはできない」（10月14日回答①）、「弁護士法第72条本文に違反すると評価される可能性があると考えられる」（10月14日回答②）
- 内閣府規制改革推進会議スタートアップ・イノベーションWGで取り上げられ、最終的には2023年8月、法務省からガイドライン「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」が公表される。
- 令和7年7月10日の「労務関係のQA作成サービス」への照会についても、「弁護士法第72条本文に違反すると評価される可能性がある」（8月4日回答）。

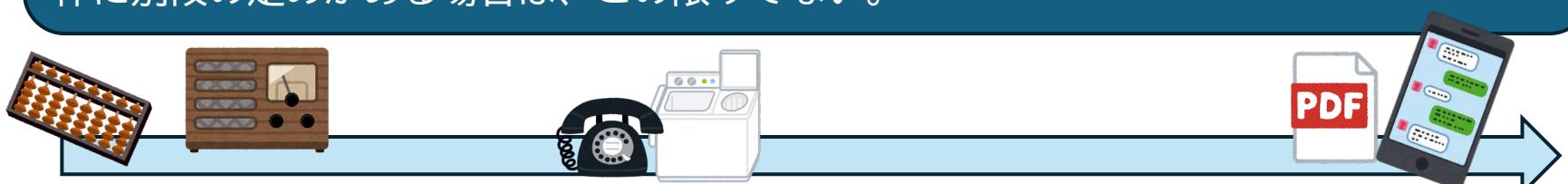


弁護士法72条成立の背景

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般的の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることはできない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。



1933年法律事務
取扱ノ取締ニ関
スル法律制定

1949年現弁護士法
制定（72～74条）

現行法72条は、1933年の「法
律事務取扱ノ取締ニ関スル法
律」の文言がほぼそのまま。

- 「（この法律は）非弁護士の取り締まりを主眼とするものでありまして、**非弁護士が他人間の訴訟事件に関し、又は他人間の非訟事件の紛議に関しまして、代理、仲裁、和解等を為しまして、却って他人間の紛争を助長せしむるような弊を取締らんとする**に在るのであります。」（第64回帝国議会貴族院議事速記第31号（昭和8年3月25日）390頁〔渡邊千冬発言〕、金子要人『改正弁護士法精義』昭和9年・立興社、97頁以下。）



WLS
法務研究科

Waseda Law School
挑戦する法曹

当時、その目的は弁護士でない者が他人間の紛争に介入することの害悪を排除することにあった

弁護士法72条でリーガルテックを規制することの課題



- 「世上には、このような資格もなく…みずからの利益のため、みだりに他人の法律事件に入ることを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ…」(S46判例)
- グレーゾーン解消制度ではグレーな回答しか得られず、これを端緒としたガイドラインもイノベーションの萎縮効果を生んでしまった。
- 弁護士法72条の広範な解釈可能性が、テクノロジーによる司法アクセス促進の可能性を遮断してしまう恐れがある。

下級審の判断も事件性必要説に親和的な解釈適用。
ただし、テック業者について非弁事件で裁判になる
ことはあるだろうか？
そもそもAIについて72条で規律することは妥当か？

研究会の調査からの知見

- 一部の中小企業では、「法務」であることを認識せずに、研修も行われずに、汎用性のある生成AIでの法的文書作成が行われている状況が確認された。
- 実際、急速に発展している生成AIでプロンプトを打てば、「それらしい」法的文書の作成は可能。（だが、誰も質の保証はしていない。）
- 法律家が関与して開発した、通常の企業法務（紛争案件でないもの）を弁護士法72条の適用範囲とすることに合理性はあるか。
- そもそも、全てのリーガルサービスを72条で規制しようとするに限界はないか。

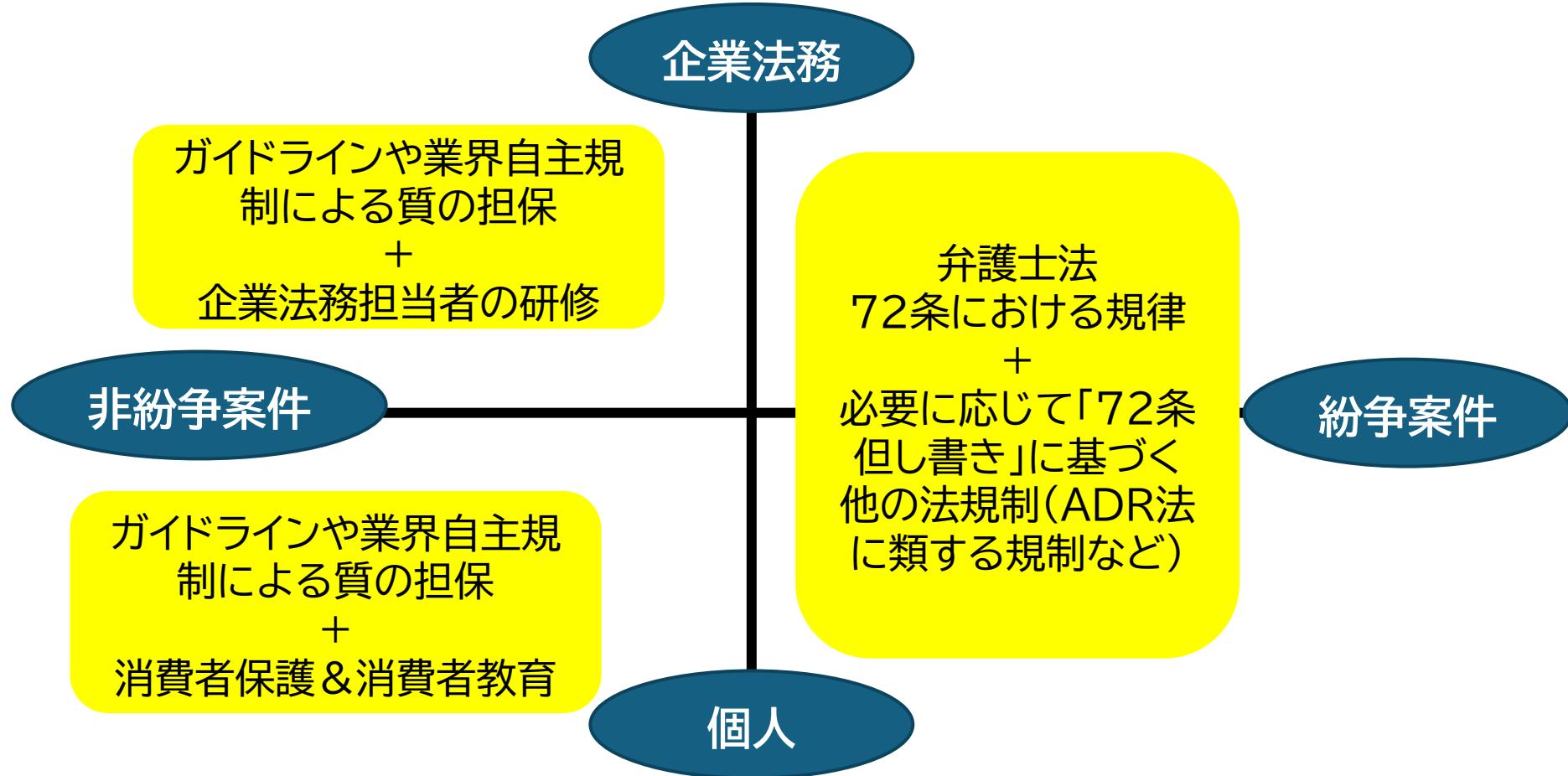


参考：アメリカの動向

- ユタ州の試験的試み：2020年にSandboxと呼ばれる試験的枠組みで、最高裁判所の下にUtah Office of Legal Services Innovationという機関を設置し、UPL（非弁取り締まり）の廃止とABS（弁護士以外の者による法律事務所への出資）の解禁を導入。機関の監督下に置かれる。2025年9月の状況として、12業者が管理下で業務を行っている。
- アリゾナ州の試験的試み：2020年に最高裁規則として、ABSを解禁。LegalZoom等のテック企業が弁護士と共に事業を展開。
- 2025年4月の時点で、ユタ州やアリゾナ州と同様の試験的試みを行おうとしている州は、ワシントン州、インディアナ州、ミネソタ州。
- これらの背景にあるのは、司法アクセスの促進。
- 2022年にスタンフォード大学の研究所が公表したレポートでは「これらの州においても弁護士が中心」であり、「技術と他の革新をもって中小企業や消費者の司法アクセスを促進している」と報告。2025年の報告でも、同様のトーンであり、特段、消費者被害の増加は見られないという。
- グローバルテック企業のテックが日本企業でも使用される可能性。

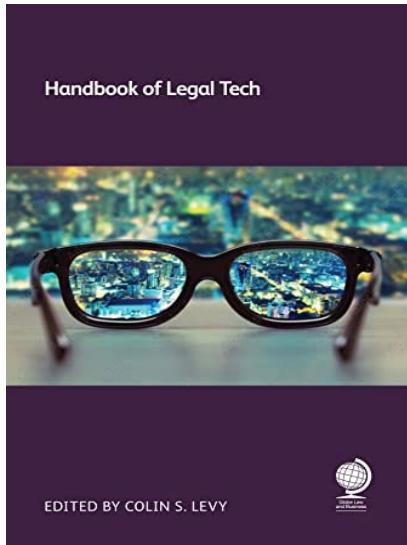


リーガルテックの活用される領域の整理とそれぞれの課題



同時に… 競争力のある法律家養成が急務

2019年



2020年

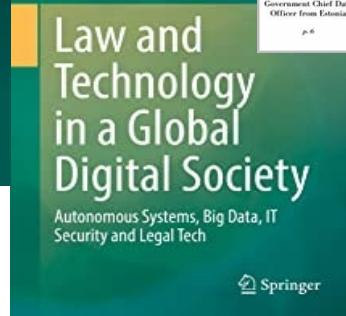


The magazine cover features a white robot head with large blue eyes and a white body. The title 'THE TECHNOLAWGIST' is at the top, followed by 'LAW. TECH. FUTURE.' and 'ARTIFICIAL INTELLIGENCE - SEPTEMBER 2019'. Below the robot are several columns of text and small images related to AI and law.

2021年



2022年



ご清聴ありがとうございました

